地区除外等処理規程

(適 用)

第1条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等については、法令、定款および規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(農地転用等の通知)

第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項本 文もしくは同法第5条第1項本文の規定による許可(以下「転用許可」という。)の申請 または同法第4条第1項第8号もしくは同法第5条第1項第7号の規定による届出(以下「転 用届出」という。)が行われる場合には、当該土地に係る組合員(以下「転用組合員」 という。)は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者(以下「転用関係者」という。) と連署し、別記様式(第1号)により、転用許可の申請または転用届出をする旨の通知を 土地改良区にしなければならない。

(措 置)

- 第3条 この土地改良区は、前条の通知があったときは、すみやかに、その転用により土地改良区の事業が受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員または転用関係者に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。
 - (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること
 - (2) 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと
 - (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること
 - (4) その他、この土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること

(意見書の交付等)

第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあったときは、当該通知の あった日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、こ れに対する措置についての協議および第6条の規定による決済に関する事項を記載した 農地法施行規則第30条第6号または第57条の4第2項第3号の農地転用等についての意見書 を交付するものとする。

(地区除外の申請)

- 第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ別記様式(第3号)により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。
 - 2 前項の申請には、別記様式(第4号)による誓約書を添付しなければならない。
 - 3 この土地改良区は、申請書を受理したときは遅滞なく受理書を発行するものとする。

(決 済)

- 第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があったときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別に定める基準により確定し、すみやかにその決済をさせるものとする。
 - 2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の徴収の例による。

(種 別)

- 第7条 前条の決済金の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 維持管理費決済金
 - (2) 土地改良施設更新費決済金
 - (3) 未償還金決済金

(処 分)

第8条 決済金は、前条の規定に掲げる種別以外のものには支出してはならない。

(準 用)

第9条 この規程は、農地法に基づく許可または届出を要しない転用および転用以外の事由に よる地区除外についてもこれを準用する。

ただし、理事会において必要があると認められる場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

(決済金の免除)

第10条 この土地改良区の地区内で実施される土地改良事業のために取得された農地について は、第6条に規定する決済金は徴収しないものとする。

附 則

1. この規程は、昭和41年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和45年 4月 1日より施行する。

附則

1. この変更規程は、昭和52年 9月 1日より施行する。 附 則

1. この変更規程は、昭和55年 9月 1日より施行する。

附 則 1. この変更規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。

附 則 1. この変更規程は、平成 2年 4月 1日より施行する。

附 則 1. この変更規程は、平成8年4月1日より施行する。

1. この変更規程は、平成 8年 4月 1日より施行する。 附 則

1. この変更規程は、平成10年 4月 1日より施行する。附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。 附 則

1. この変更規程は、令和元年 5月 1日より施行する。附 則

1. この変更規程は、令和 3年 3月 1日より施行する。附 則

1. この一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。

[神追53] 732

農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第	条第	項第	号の規定による	許可の	申請
				届	出

にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申入事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の 方法によりこれを納付します。

年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名

ED

転用関係者 住 所

氏 名

(EJ)

神安土地改良区理事長 様

記

1	+	地
		411

市名	町名	番地	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	備考

- 2. 添付書類 位置図·地籍図·排水系統図·登記事項証明書
- 3. 農業委員会(都道府県知事) に 転用許可申請書 を提出しようとする日 転用 届 出 書

年	月	日		
上確認済	,			
			(地元農業団体の長等)	

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている 場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

733

神第号年月日

意 見 書

下記記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区の意見は下記のとおりです。

神安土地改良区 理事長 印

記

(第1例)

農地転用に伴う措置(規定第3条)等について協議が整い、本土地改良区としては、さしつかえない。

(第2例)

農地転用に伴い次の事項について措置する必要があるが、下記記載の理由により協議が整わない。本土地改良区としては、この協議が整えばさしつかえない。

事	項	土地改良区の主張	転用者側の主張
① 何水路	その付替		
2			
3			
4			

(備 考) 詳細は別添資料による。

十. 地

市名	町名	番地	地目	用途	面積	転用面積	転用目的

[神追53] 734

地区除外申請書

年 月 日通知に係る土地につき、 年 月 日以降これを転用するので、 土地改良区の地区から除外されたく申請する。

年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名 即

転用関係者 住 所

氏 名 ⑩

神安土地改良区理事長 様

記

土 地

上 坦							,
市名	町名	番地	地目	用途	面積	転用面積	転 用 目 的

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている 場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

受 理 書

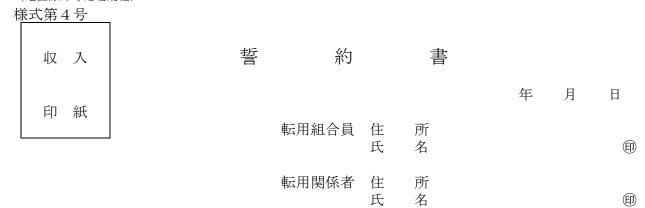
上記の土地について地区除外申請書を受理いたしました。なお、土地の転用に当たっては、誓約書の事項を遵守してください。

 神第
 号

 年
 月

 日

(地区除外等処理規程)



神安土地改良区 理事長 様

年 月 日付私等申出の農地転用に関し貴土地改良区に対して次の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- (1) 神安土地改良区地区除外等処理規程第6条の規定による決済金を何等異議なく納入すること。
- (2) 神安土地改良区施設使用ならびに手数料徴収規程第11条に定める施設使用料現行料金 () を指示される期間内に納入すること。
- (3) 開発ならびに宅地を造成するに当たり、神安土地改良区の管理水路に関係する排水路に放流するについては、関係書類を添え協議の上同意を得ること。
- (4) 転用関係者がその後において転用目的に変更が生じたときは、直ちに神安土地改良区 に届け出て排水放流について協議すること。
- (5) 転用関係者がその後において所有権の移転もしくは関係者の名義ならび住所等に変更があったときは、直ちに神安土地改良区に届け出るとともに、誓約事項を継承すること。
- (6) 当該転用農地内に現存する農業用施設の維持管理および既存農業施設の利用を害さないこと。万一、転用関係者の不注意により既存施設に毀損を生じたときは、直ちに神安土地改良区に届け出て、機能の復元につき土地改良区の指示を受け賠償の責を負うこと。
- (7) 当該転用農地が将来土地改良事業用地として必要になったとき、またはそれらの土地 改良事業により転用者と利害関係が生じたときは、善意をもって事業に協力すること。
- (8) 水路には、農作物に被害を与える汚水の注入および汚物を投入しないこと。万一、悪水により農作物に被害を与えたときの損害については、その責を負うこと。
- (9) この誓約に違反した場合は、如何なる処置をされるとも異議を申し立てないこと。
- (10) 施設使用料徴収については、神安土地改良区の規程の改正等により変更した場合は、 改正後の施設使用料にて納入すること。

	物	件	\mathcal{O}	表	示	
所在地:		市			町	m² (合計)